

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成19年
6月19日
(火曜日)

目次

告示
水質汚濁防止法の規定に基づく化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準(環境政策課)..... 一
水質汚濁防止法の規定に基づく窒素の含有量で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準(環境政策課)..... 一
水質汚濁防止法の規定に基づくりん含有量で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準(環境政策課)..... 二〇
公告
水質汚濁防止法に基づく総量削減計画(環境政策課)..... 二九



山口県告示第三百三十七号

水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号。以下「法」という。)第四条の五第一項及び第二項の規定により、化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準を次のとおり定め、平成十九年九月一日から施行する。

水質汚濁防止法の規定に基づく化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準に関する告示(平成十四年山口県告示第三百三十六号。以下「旧告示」という。)は、平成十九年八月三十一日限り、廃止する。

平成十九年六月十九日

山口県知事 二井 関成

一 適用する地域

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号。以下「特別措置法」と

いう。)(第五条第一項に規定する区域のうち、山口県の区域
二 適用する工場又は事業場
法第二条第五項に規定する特定事業場で、一日当たりの平均的な排出水量(以下「日平均排水量」という。)(が五十立方メートル以上のもの(以下「指定地域内事業場」という。))
三 総量規制基準
総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる算式により算定した値とする。

項	指定地域内事業場の区分	算式
一	基準日前に設置されている指定地域内事業場(基準日前に特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の許可の申請又は法第五条若しくは第七条の規定による届出(以下「許可の申請等」という。))がされているものであって、基準日以後特定施設の設置又は構造等の変更がされたものを除く。	$L_e = C_e \cdot Q_e \times 10^{-3}$
二	基準日以後許可の申請等がされて、特定施設の設置若しくは構造等の変更がされた指定地域内事業場(工場又は事業場で、基準日以後特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。)(又は新たに設置された指定地域内事業場を含む。)	$L_e = (C_{q1} \cdot Q_{q1} + C_{q2} \cdot Q_{q2} + C_{co1} \cdot Q_{co1}) \times 10^{-3}$ (平成19年9月1日から平成21年3月31日までの間にあっては、 $L_e = (C_{q1} \cdot (Q_{q1} - Q_{q1}') + C_{q1}' \cdot Q_{q1}') + C_{q1} \cdot Q_{q1} + C_{co1} \cdot Q_{co1}) \times 10^{-3}$)

備考

1 この表において、「基準日」とは、次に掲げる指定地域内事業場の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日を用いる。

- (1) 指定地域内事業場(2)から(10)までに掲げるものを除く。 (昭和五十五年七月一日)
- (2) 水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令(昭和五十六年政令第三百二十七号)の施行による新たな指定地域内事業場 (昭和五十七年七月一日)
- (3) 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(昭和五十七年政令第百五十七号)の施行による新たな指定地域内事業場 (昭和五十八年一月一日)
- (4) 水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令(昭和六十三年政令第二百五十二号)の施行による新たな指定地域内事業場 (平成元年四月一日)
- (5) 水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令(平成二年政令第百六十六号)の施行による新たな指定地域内事業場 (平成三年四月一日)
- (6) 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成三年政令第百六十六号)の施行による新たな指定地域内事業場 (平成三年十月一日)

- 令第二百四十号)の施行による新たな指定地域内事業場
- (7) 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成十年政令第七十三号)の施行による新たな指定地域内事業場 平成十年六月十七日
- (8) 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成十一年政令第四百十二号)の施行による新たな指定地域内事業場 平成十二年三月一日
- (9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成十二年政令第三百九十一号)の施行による新たな指定地域内事業場 平成十二年十月一日
- (10) 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成十三年政令第二百一十号)の施行による新たな指定地域内事業場 平成十三年七月一日
- 2 この表に掲げる算式において、 L_c 、 C_c 、 Q_c 、 C_{ci} 、 Q_{ci} 、 Q_{co} 、 C_{cj} 及び Q_{cj} は、それぞれ次の値を表すものとする。
- L_c 排出が許容される汚濁負荷量(単位 一日につきキログラム)
- C_c 別表第三欄(1)(平成十九年九月一日から平成二十一年三月三十一日までの間は、旧告示別表第三欄(1)に掲げる化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)
- Q_c 特定排出水の量(単位 一日につき立方メートル)
- C_{ci} 別表第三欄(3)に掲げる化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)
- C_{cj} 別表第三欄(2)(平成十九年九月一日から平成二十一年三月三十一日までの間は、旧告示別表第三欄(2)に掲げる化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)
- Q_{ci} C_c と同じ値(単位 リットルにつきミリグラム)
- Q_{co} 平成三年七月一日(基準日が平成三年十月一日、平成十年六月十七日、平成十二年三月一日、平成十二年十月一日又は平成十三年七月一日の場合)にあつては、これらの日以外の場合にあつては基準日から平成三年六月三十日まで(基準日が平成元年四月一日の場合にあつては、昭和六十三年十月一日から平成三年六月三十日まで)の間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(単位 一日につき立方メートル)
- Q_{ci} 基準日が平成三年十月一日、平成十年六月十七日、平成十二年三月一日、平成十二年十月一日又は平成十三年七月一日の場合)にあつては、これらの日以外の場合にあつては基準日から平成三年六月三十日まで(基準日が平成元年四月一日の場合にあつては、昭和六十三年十月一日から平成三年六月三十日まで)の間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(単位 一日につき立方メートル)
- C_{cj} 、 Q_{cj} 、 Q_{co} 特定排出水の量(Q_{ci} 及び Q_{cj} を除く。)(単位 一日につき立方メートル)
- 旧告示別表第三欄(3)に掲げる化学的酸素要求量(単位 リットルにつきミリグラム)
- Q_{ci} 、 C_{cj} 、 Q_{co} 平成三年七月一日(基準日が平成三年十月一日、平成十年六月十七日、平成十二年三月一日、平成十二年十月一日又は平成十三年七月一日の場合)にあつては、これらの日)から平成十九年八月三十一日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(単位 一日につき立方メートル)

別表

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量(単位リットル)			備考
		(1)	(2)	(3)	
一	削除				
二	畜産農業	七〇	七〇	六〇	
三	天然ガス鉱業	六〇	六〇	六〇	
四	非金属鉱業	二〇	二〇	二〇	
五	肉製品製造業	七〇	六〇	五〇	
六	乳製品製造業	五〇	四〇	四〇	
七	畜産食料品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	八〇	六〇	五〇	
八	水産缶詰・瓶詰製造業	六〇	五〇	四〇	
九	寒天製造業	八〇	八〇	八〇	
一〇	魚肉ハム・ソーセージ製造業	三〇	三〇	二〇	
一一	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	八〇	六〇	五〇	
一二	冷凍水産物製造業	七〇	五〇	五〇	
一三	冷凍水産食品製造業				
一四	水産食料品製造業(八の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	八〇	七〇	六〇	
一五	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	六〇	四〇	三〇	
一六	野菜漬物製造業	五〇	四〇	三〇	

三五	めん類製造業	八〇	六〇	四〇		三四	穀類でんぷん製造業	五〇	五〇	四〇		三三	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	一一〇	一〇〇	九〇		三二	食用油脂加工業	五〇	四〇	三〇		三一	動物油脂製造業	五〇	四〇	三〇		三〇	植物油脂製造業	四〇	四〇	三〇		二九	パン・菓子製造業(二五の項から前項までに掲げるものを除く。)	四〇	四〇	三〇		二八	米菓製造業	五〇	四〇	四〇		二七	ビスケット類・干菓子製造業	四〇	四〇	三〇		二六	生菓子製造業	五〇	五〇	四〇		二五	パン製造業	三〇	三〇	二〇		二四	小麦粉製造業	四〇	四〇	四〇		二三	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	五〇	五〇	三〇		二二	砂糖精製業	六〇	五〇	四〇		二一	食酢製造業	四〇	四〇	三〇		二〇	ソース製造業	六〇	四〇	四〇		一九	うま味調味料製造業	四〇	三〇	二〇		一八	しょう油・食用アミノ酸製造業	八〇	七〇	四〇		一七	味素製造業	八〇	七〇	三〇	
----	--------	----	----	----	--	----	-----------	----	----	----	--	----	-----------------------	-----	-----	----	--	----	---------	----	----	----	--	----	---------	----	----	----	--	----	---------	----	----	----	--	----	--------------------------------	----	----	----	--	----	-------	----	----	----	--	----	---------------	----	----	----	--	----	--------	----	----	----	--	----	-------	----	----	----	--	----	--------	----	----	----	--	----	------------------	----	----	----	--	----	-------	----	----	----	--	----	-------	----	----	----	--	----	--------	----	----	----	--	----	-----------	----	----	----	--	----	----------------	----	----	----	--	----	-------	----	----	----	--

五五	繊維工業(五一の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	八〇	八〇	七〇		五二から五四まで	削除	三一〇	三三〇	三三〇		五一	生糸製造業(副産糸精練業を含む。)	三〇	三〇	三〇		五〇	たばこ製造業	四〇	三〇	二〇		四九	有機質肥料製造業	四〇	二〇	二〇		四八	単体飼料製造業	四〇	三〇	三〇		四七	配合飼料製造業	四〇	二〇	二〇		四六	インスタントコーヒー製造業	二〇	二〇	二〇		四五	蒸留酒・混成酒製造業	三〇	三〇	二〇		四四	清酒製造業					四三	ビール製造業	三〇	三〇	三〇		四二	果実酒製造業					四一	清涼飲料製造業	三〇	二〇	二〇		四〇	その菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	五〇	五〇	四〇		三九	冷凍調理食品製造業					三八	あん類製造業	七〇	六〇	六〇		三七	豆腐・油揚製造業	八〇	六〇	五〇		三六	削除				
----	--	----	----	----	--	----------	----	-----	-----	-----	--	----	-------------------	----	----	----	--	----	--------	----	----	----	--	----	----------	----	----	----	--	----	---------	----	----	----	--	----	---------	----	----	----	--	----	---------------	----	----	----	--	----	------------	----	----	----	--	----	-------	--	--	--	--	----	--------	----	----	----	--	----	--------	--	--	--	--	----	---------	----	----	----	--	----	---------------------	----	----	----	--	----	-----------	--	--	--	--	----	--------	----	----	----	--	----	----------	----	----	----	--	----	----	--	--	--	--

七二	七〇	六九	六八	六七	六六	六五	六四	六三	六二	六一	六〇	五九	五八	五七	五六
合板製造業(集成材製造業を含む。)又 はパーティクルボード製造業	削除	一般製材業又は木材チップ製造業	繊維工業(五五の項から前項までに掲げ るものを除く。)	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係 るもの	繊維工業で上塗りした織物及び防水した 織物製造工程に係るもの	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	繊維工業で繊維製品染色整理工程(染色 整理工程)に係るもの	繊維工業でニット・レース染色整理工程 (染色整理工程)に係るもの	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程 (染色整理工程)に係るもの	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色 整理工程)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色 整理工程)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(の り抜き、精練漂白、シルケット加工その 他)に係るもの(以下「染色整理工程」に係 るもの」という。)を含む。(に)に係 るもの	繊維工業で麻製織工程に係るもの	削除
七〇		五〇	三〇		四〇		七〇	九〇	五〇	一〇〇	九〇	八〇	四〇	九〇	
三〇		五〇	三〇		四〇		七〇	九〇	五〇	六〇	九〇	八〇	四〇	九〇	
三〇		五〇	三〇		四〇		六〇	八〇	五〇	五〇	九〇	八〇	三〇	九〇	
欄の順序に従い、三〇、三〇、三〇															

八五	八四	八三	八二	八一	八〇	七九	七八	七七	七六	七五	七四	七三	七二
パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造 業で木材又は古紙以外のものを原料とす るパルプ製造工程に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造 業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白工 程を含む。(に)に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造 業で古紙を原料とするパルプ製造工程に 係るもの(次項に掲げるものを除く。)	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造 業でさらしクラフトパルプ製造工程(前 工程の未さらしクラフトパルプ製造工程 を含む。)に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造 業で未さらしクラフトパルプ製造工程に 係るもの(次項に掲げるものを除く。)	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造 業でさらしケミカルパルプ製造工程(前 工程の未さらしケミカルパルプ製造工程 に係るもの)に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造 業で未さらしケミカルパルプ製造工程に 係るもの(次項に掲げるものを除く。)	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造 業でケミカルパルプ製造工程又はサイモ ナードパルプ製造工程に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造 業でサルファイトパルプ製造工程に係 るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造 業で溶解パルプ製造工程に係るもの	木材製品処理業	削除	削除	削除
一〇〇	九〇	六〇	七〇	六〇	八〇	一四〇	五〇	六〇	八〇	二〇			
一〇〇	九〇	六〇	七〇	五〇	八〇	一三〇	五〇	六〇	七〇	二〇			
八〇	八〇	五〇	六〇	四〇	八〇	一二〇	五〇	六〇	六〇	二〇			
			○には、 △型洗 に、あ は、つ そ、て れ、は 、第 同、三 欄、欄 の、の 順、順 序、序 値、値										

一〇二	一〇一	一〇〇	九八九及	九七	九六	九五	九四	九三	九二	九一	九〇	八九	八八	八七	八六
窒素質・りん酸質肥料製造業	製版業	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	削除	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（七六の項から前項までに掲げるものを除く。）	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	乾式法による繊維板製造業	セロファン製造業	重包装紙袋製造業	段ボール製造業	塗工紙製造業	手すき和紙製造業	機械すき和紙製造業	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でパルプ製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）
三〇	六〇	八〇		三〇	九〇	四〇	七〇	四〇	二〇	九〇	六〇	四〇	四〇	五〇	
三〇	六〇	七〇		三〇	九〇	四〇	七〇	四〇	二〇	九〇	六〇	四〇	二〇	四〇	
三〇	六〇	七〇		三〇	七〇	四〇	七〇	四〇	二〇	八〇	六〇	四〇	二〇	四〇	
はあつては、それぞれ同欄の順序			はあつては、それぞれ同欄の順序												

			一〇九		一〇八		一〇七	一〇六	一〇五	一〇四	一〇三
石油化学系基礎製品製造業で環式中間			石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの		無機化学工業製品製造業（前三項に掲げるものを除く。）		無機顔料製造業	電炉工業	ソーダ工業	化学肥料製造業（前二項に掲げるものを除く。）	複合肥料製造業
			六〇		二五		三〇	二〇	二〇	三〇	三〇
			六〇		二〇		二〇	二〇	二〇	三〇	三〇
			四〇		二〇		二〇	二〇	二〇	三〇	三〇
中間生成物の製造工程は、その	合成染料又は合成染料の製造工程は、その	第一製造工程は、その	第一製造工程は、その	第一製造工程は、その	第一製造工程は、その	第一製造工程は、その	第一製造工程は、その	第一製造工程は、その	第一製造工程は、その	第一製造工程は、その	第一製造工程は、その

一三八	合成香料製造業	二二〇	一一〇	一一〇	
一三七	農薬製造業	四〇	三〇	二〇	
一三六	火薬類製造業	四〇	二〇	二〇	○に は、 あつ 口化 硝酸 酸エ ステ ル又 は二 工程 に
一三五	動物用医薬品製造業	七〇	六〇	五〇	
一三四	生薬・漢方製剤製造業	二〇	二〇	二〇	
一三三	生物学的製剤製造業	三〇	三〇	三〇	
一三二	医薬品製剤製造業	五〇	五〇	四〇	
一三一	医薬品原薬・製剤製造業	八〇	七〇	六〇	は、 あつ 以前 平成 八年 八月 三十一 日に 設置 された もの の値 は、 七〇 とする。
一二〇	印刷インキ製造業	五〇	四〇	三〇	
一一九	塗料製造業	九〇	四〇	四〇	
一二八	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	四〇	四〇	四〇	
一二七	石けん・合成洗剤製造業	一〇	一〇	一〇	
一二六	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	四〇	四〇	三〇	
一二五	合成繊維製造業	三〇	二〇	二〇	三 序に に従 い、 八〇 、四 〇、 順
一二四	レリオン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	三〇	三〇	三〇	
一二三	レリオン・アセテート製造業のうちレリオン製造に係るもの	五〇	三〇	二〇	する。

一五五	毛皮製造業	六〇	六〇	六〇	
一五四	なめしかわ製造業	一〇〇	一〇〇	一〇〇	
一五三	ゴム製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	四〇	四〇	四〇	
一五二	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	七〇	五〇	五〇	
一五一	自動車タイヤ・チューブ製造業	二〇	二〇	二〇	
一五〇	石油コークス製造業	八〇	七〇	六〇	
一四九	コークス製造業	一九〇	一八〇	九〇	
一四八	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	三〇	三〇	三〇	○、 順に に従 い、 八〇 、四 〇と する。
一四七	石油精製業	三〇	二〇	二〇	○、 三〇 とす る。
一四六	化学工業（一〇二の項から前項までに掲げるものを除く。）	四〇	四〇	四〇	
一四五	イオン交換樹脂製造業	一八〇	一八〇	一三〇	
一四四	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	四〇	四〇	四〇	
一四三	写真感光材料製造業	一〇	一〇	一〇	
一四二	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	二〇	二〇	二〇	
一四一	削除				
一四〇	化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業	三〇	三〇	二〇	
一三九	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	三〇	三〇	二〇	

一七三	高炉による製鉄業	一	〇	一	〇	一	〇	三〇とす の順
一七二	つわ薬製造業	二	〇	二	〇	二	〇	
一七一	削除							
一七〇	鉱物・土石粉碎等処理業	二	〇	二	〇	二	〇	
一六九	碎石製造業	二	〇	二	〇	二	〇	
一六八	黒鉛電極製造業							
一六七	セメント製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	三	〇	一	〇	一	〇	
一六六	コンクリート製品製造業	三	〇	一	〇	一	〇	
一六五	生コンクリート製造業							
一六四	ガラス・同製品製造業（一五六の項から前項までに掲げるものを除く。）	一	〇	一	〇	一	〇	
一六三	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	三	〇	三	〇	三	〇	
一六二	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	五	〇	五	〇	五	〇	
一六一	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業							
一六〇	理化学用・医療用ガラス器具製造業							
一五九	ガラス容器製造業	一	〇	一	〇	一	〇	
一五八	ガラス製加工素材製造業							
一五七	板ガラス加工業							
一五六	板ガラス製造業							

一九二	鍛鋼製造業							
一九一	表面処理鋼材製造業（一八七の項から前項までに掲げるものを除く。）							
一九〇	めつき鉄鋼線製造業							
一八九	めつき鋼管製造業							
一八八	亜鉛鉄板製造業	二	〇	二	〇	二	〇	
一八七	ブリキ製造業	二	〇	二	〇	二	〇	
一八六	伸線業							
一八五	引抜鋼管製造業							
一八四	磨棒鋼製造業	一	〇	一	〇	一	〇	
一八三	伸鉄業							
一八二	鋼管製造業							
一八一	冷間ロール成型形鋼製造業							
一八〇	冷間圧延業（一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。）	二	〇	二	〇	二	〇	
一七九	熱間圧延業（一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。）	二	〇	二	〇	二	〇	
一七八	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）							
一七七	削除							
一七六	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	一	〇	一	〇	一	〇	
一七五	フェロアロイ製造業	二	〇	二	〇	二	〇	
一七四	削除							

<p>二三三 し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く）</p>	<p>二三三 し尿浄化槽（建築基準法施行令第三十二條第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が二〇一人以上五〇人以下のもに限る。）</p>	<p>二三三 し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三三十八号）第三十二條第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇一人以上のもに限る。）</p>
<p>四〇</p>	<p>六〇</p>	<p>四〇</p>
<p>三〇</p>	<p>五〇</p>	<p>三〇</p>
<p>二〇</p>	<p>四〇</p>	<p>三〇</p>
<p>(一) 日平均排水量が三、五リットル未満のし尿浄化槽（昭和六十三年六月三日以前に設置されたもの） (二) 日平均排水量が三、五リットル以上五リットル未満のし尿浄化槽（昭和六十三年六月三日以前に設置されたもの） (三) 日平均排水量が五リットル以上のし尿浄化槽（昭和六十三年六月三日以前に設置されたもの） (四) 日平均排水量が五リットル以上のし尿浄化槽（昭和六十三年六月三日以後に設置されたもの）</p>	<p>(一) 昭和三十二年建設省告示第五〇九号「し尿浄化槽の設置及び管理に關する規則」第三條第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が二〇一人以上五〇人以下のもに限る。 (二) 昭和三十二年建設省告示第五〇九号「し尿浄化槽の設置及び管理に關する規則」第三條第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が二〇一人以上五〇人以下のもに限る。</p>	<p>(一) 昭和三十二年建設省告示第五〇九号「し尿浄化槽の設置及び管理に關する規則」第三條第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇一人以上のもに限る。 (二) 昭和三十二年建設省告示第五〇九号「し尿浄化槽の設置及び管理に關する規則」第三條第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇一人以上のもに限る。</p>

<p>二三三 掲げられるもの</p>	<p>二三三 試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年通商産業省令第二号）第一條の二各号に掲げるものをいう。）</p>	<p>二三〇 地方卸売市場</p>	<p>二二九 中央卸売市場</p>	<p>二二八 と畜場</p>	<p>二二七 死亡獣畜取扱業</p>	<p>二二六 産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）</p>	<p>二二五 廃油処理業</p>	<p>二二四 ごみ処理業</p>
<p>(六) 窯業・土石製品製造業</p>	<p>(一) 指定区域内の生活衛生施設（し尿浄化槽、浄水場、下水道施設等）の設置及び管理に關するもの</p>	<p>六〇</p>	<p>四〇</p>	<p>五〇</p>	<p>二〇</p>	<p>二〇</p>	<p>二〇</p>	<p>三〇</p>
<p>(五) プラスチック製品製造業</p>	<p>(二) 指定区域内の生活衛生施設（し尿浄化槽、浄水場、下水道施設等）の設置及び管理に關するもの</p>	<p>七〇</p>	<p>二〇</p>	<p>五〇</p>	<p>二〇</p>	<p>二〇</p>	<p>二〇</p>	<p>三〇</p>
<p>(四) 木材・木製品製造業（家具を除く。）</p>	<p>(三) 指定区域内の生活衛生施設（し尿浄化槽、浄水場、下水道施設等）の設置及び管理に關するもの</p>	<p>八〇</p>	<p>二〇</p>	<p>六〇</p>	<p>二〇</p>	<p>二〇</p>	<p>二〇</p>	<p>三〇</p>
<p>(三) 食料品製造業（五項から七項までを除く。）</p>	<p>(四) 指定区域内の生活衛生施設（し尿浄化槽、浄水場、下水道施設等）の設置及び管理に關するもの</p>	<p>八〇</p>	<p>二〇</p>	<p>六〇</p>	<p>二〇</p>	<p>二〇</p>	<p>二〇</p>	<p>三〇</p>
<p>(二) 繊維製品製造業</p>	<p>(五) 指定区域内の生活衛生施設（し尿浄化槽、浄水場、下水道施設等）の設置及び管理に關するもの</p>	<p>二〇</p>	<p>二〇</p>	<p>四〇</p>	<p>二〇</p>	<p>二〇</p>	<p>二〇</p>	<p>三〇</p>
<p>(一) 窯業・土石製品製造業</p>	<p>(六) 指定区域内の生活衛生施設（し尿浄化槽、浄水場、下水道施設等）の設置及び管理に關するもの</p>	<p>二〇</p>	<p>二〇</p>	<p>四〇</p>	<p>二〇</p>	<p>二〇</p>	<p>二〇</p>	<p>三〇</p>

(七) 上水道業又は工業用水道業	三〇	二〇	二〇
(八) 自動式車両洗浄施設(水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第七十八号)別表第一第七十一号に掲げるものをいう。)	五〇	四〇	三〇
(九) ドラム缶洗浄業			
(六) ないもの	六〇	五〇	四〇

山口県告示第三百三十八号

水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号。以下「法」という。)(第四条の五第一項及び第二項の規定により、窒素の含有量で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準を次のとおり定め、平成十九年九月一日から施行する。

水質汚濁防止法の規定に基づき窒素の含有量で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準に関する告示(平成十四年山口県告示第三百二十七号。以下「旧告示」という。)

平成十九年六月十九日

山口県知事 二井 関 成

一 適用する地域

法第四条の二第一項に規定する地域のうち、山口県の区域

二 適用する工場又は事業場

法第二条第五項に規定する特定事業場で、一日当たりの平均的な排出水の量(以下「日平均排水量」という。)(が五十立方メートル以上のもの(以下「指定地域内事業場」という。))

三 総量規制基準

総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる算式により算定した値とする。

項	指定地域内事業場の区分	算式
	平成十四年十月一日(以下「基準日」という。)(前に設置されている指定地域内事業場(基準日前に瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十	

一	号)第五条第一項若しくは第八条第一項の許可の申請又は法第五条若しくは第七条の規定による届出(以下「許可の申請等」という。)(がされているものであって、基準日以後特定施設の設置又は構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。)	$L_n = C_n \cdot Q_n \times 10^{-3}$
二	基準日以後許可の申請等がされて、特定施設の設置若しくは構造等の変更がされた指定地域内事業場(工場又は事業場で、基準日以後特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。)(又は新たに設置された指定地域内事業場	$L_n = (C_{n1} \cdot Q_{n1} + C_{n0} \cdot Q_{n0}) \times 10^{-3}$ (平成19年9月1日から平成21年3月31日までの間にあっては、 $L_n = (C_{n1} \cdot (Q_{n1} - Q_{n1}') + C_{n1}' \cdot Q_{n1}' + C_{n0} \cdot Q_{n0}) \times 10^{-3}$)

備考

この表に掲げる算式において、 L_n 、 C_n 、 Q_n 、 C_{n1} 、 Q_{n1} 、 C_{n1}' 及び Q_{n1}' は、それぞれの値を表すものとする。

L_n 排出が許容される汚濁負荷量(単位 一日につきキログラム)

C_n 別表第三欄(1)に掲げる窒素の含有量(単位 リットルにつきミリグラム)

Q_n 特定排出水の量(単位 一日につき立方メートル)

C_{n1} 別表第三欄(2)に掲げる窒素の含有量(単位 リットルにつきミリグラム)

Q_{n1} C_n と同じ値(単位 リットルにつきミリグラム)

C_{n1}' 平成十四年十月一日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(単位 一日につき立方メートル)

Q_{n1}' 特定排出水の量(Q_{n1} を除く。)(単位 一日につき立方メートル)

C_{n1} 旧告示別表第三欄(2)に掲げる窒素の含有量(単位 リットルにつきミリグラム)

Q_{n1} 平成十四年十月一日から平成十九年八月三十一日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(単位 一日につき立方メートル)

C_{n1}' 平成十四年十月一日から平成十九年八月三十一日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(単位 一日につき立方メートル)

Q_{n1}' 平成十四年十月一日から平成十九年八月三十一日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(単位 一日につき立方メートル)

整理番号	業種その他の区分	窒素の含有量 (単位：リットルにつきミリグラム)		備考
		(1)	(2)	
一	削除			
二	畜産農業	一三〇	六五	
三	天然ガス鉱業	一一〇	六〇	
四	非金属鉱業	二五	二五	
五	肉製品製造業	六〇	三五	
六	乳製品製造業	三〇	二五	
七	畜産食料品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	四〇	三五	
八	水産缶詰・瓶詰製造業			
九	寒天製造業	二五	二〇	
一〇	魚肉ハム・ソーセージ製造業			
一一	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	五五	五〇	
一二	冷凍水産物製造業	五五	三〇	
一三	冷凍水産食品製造業			
一四	水産食料品製造業(八の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	五五	五〇	
一五	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業			
一六	野菜漬物製造業	二五	二〇	

別表

一七	味そ製造業			
一八	しょう油・食用アミノ酸製造業	九五	三〇	
一九	うま味調味料製造業	二五	一〇	
二〇	ソース製造業			
二一	食酢製造業	二五	二〇	
二二	砂糖精製業			
二三	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	八五	二〇	
二四	小麦粉製造業			
二五	パン製造業			
二六	生菓子製造業			
二七	ビスケット類・干菓子製造業			
二八	米菓製造業	二五	二〇	
二九	パン・菓子製造業(二五の項から前項までに掲げるものを除く。)			
三〇	植物油脂製造業			
三一	動物油脂製造業			
三二	食用油脂加工業			
三三	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	二五	一〇	
三四	穀類でんぷん製造業	二五	二〇	
三五	めん類製造業	三〇	二五	

五五	五二から五四まで	五二	五〇	四九	四八	四七	四六	四五	四四	四三	四二	四一	四〇	三九	三八	三七	三六	
繊維工業(五五の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	削除		生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	たばこ製造業	有機質肥料製造業	単体飼料製造業	配合飼料製造業	インスタントコーヒー製造業	蒸留酒・混成酒製造業	清酒製造業	ビール製造業	果実酒製造業	清涼飲料製造業	その菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	冷凍調理食品製造業	あん類製造業	豆腐・油揚製造業	削除
一五		二五						二五						四〇	二五	四〇		
一〇		一〇						二〇						三五	二〇	三五		

七〇	六九	六八	六七	六六	六五	六四	六三	六二	六一	六〇	五九	五八	五七	五六	
削除	一般製材業又は木材チップ製造業	繊維工業(五五の項から前項までに掲げるものを除く。)	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	繊維工業で繊維製品染色整理工程(染色整理工程)に係るもの	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程)に係るもの	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程)に係るもの	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程)に係るもの	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程(染色整理工程)に係るもの(以下「染色整理工程」という。)を含むもの	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(他の染色整理工程に付帯して行われ加工工程)に係るもの(以下「染色整理工程」という。)を含むもの	繊維工業で麻製織工程に係るもの	削除
			二五			二五	二五		四〇	二五	四〇	二五			
			二〇			一〇	二〇		二〇	二〇	二〇	一〇			
											すにはあ綿織物なつ染工程に 従いそては、それ同欄の順序と				

八五	八四	八三	八二	八一	八〇	七九	七八	七七	七六	七五	七四 七三 七二 七一	七一
業で、 るパ ルプ 製 造 工 程 に 係 る も の	業で、 行パ ルプ 製 造 工 程 に 係 る も の	業で、 係る もの (次 項に 掲げ るも のを 除く)	業で、 工程 の未 さら しケ ラフ トパ ルプ 製 造 工 程 に 係 る も の	業で、 係る もの (次 項に 掲げ るも のを 除く)	業で、 セミ ケミ カル パ ル プ 製 造 工 程 に 係 る も の	業で、 工程 に係 るも の未 さら しケ ラフ トパ ル プ 製 造 工 程 に 係 る も の	業で、 メカ ニカ ル パ ル プ 製 造 工 程 に 係 る も の	業で、 もの サル フ ア イ ト パ ル プ 製 造 工 程 に 係 る も の	業で、 業で、 溶解 パ ル プ 製 造 工 程 に 係 る も の	業で、 業で、 木材 薬品 処理 業	削 除	は合 板製 造業 へ集 成材 製 造業 を含 む。)又 はパ ーテ ィク ルボ ード 製 造業
			二 五							二 五		二 五
			一 〇							二 〇		一 〇

一〇一	一〇〇	九八 九七 九六 九五 九四 九三 九二 九一 九〇 八九 八八 八七 八六	九七	九六	九五	九四	九三	九二	九一	九〇	八九	八八	八七	八六
製 版 業	印 刷 業 (新 聞そ の他 の出 版物 を印 刷す るも のを 含む)	削 除	業で、 のを 除く)	業で、 織維 板製 造業 (前 項に 掲げ るも のを 除く)	業で、 乾式 法に よる 織維 板製 造業	業で、 セロ ファ ン製 造業	業で、 重包 装紙 袋製 造業	業で、 段ボ ール 製 造業	業で、 塗工 紙製 造業	業で、 手す き和 紙製 造業	業で、 機械 すき 和紙 製 造業	業で、 業で 板紙 製 造業 、洋 紙製 造業 又は 板紙 製 造	業で、 業で、 洋紙 製 造業 、洋 紙製 造業 又は 板紙 製 造	業で、 業で、 パ ル プ 製 造 業 、洋 紙製 造業 又は 板紙 製 造
	三 〇						二 五							
	二 五						二 〇							
(一) 三順 値は ア ン モ ニ ア 誘 導 品 製	(一) ア ン モ ニ ア 製 造 工 程													

一〇八 無機化学工業製品製造業(前三項に掲げるものを除く。)	一〇七 無機顔料製造業	一〇六 電炉工業	一〇五 ソーダ工業	一〇四 化学肥料製造業(前二項に掲げるものを除く。)	一〇三 複合肥料製造業	一〇二 窒素質・りん酸窒素質肥料製造業
五〇	一一〇	二〇	二五	四〇	九〇	四〇
四〇	四〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
(六) 造七序はあ(五) 酸につ酸はあ(四) 一第製三工三(三) のの程三序はあ(一) 〇欄三す黄 工酸〇に従(五) 〇欄のの順値に酸〇に從そつるもの欄の値は、あ 程化〇にそ(五) 〇欄のの順値に酸〇に從そつるもの欄の値は、あ に〇にそ(五) 〇欄のの順値に酸〇に從そつるもの欄の値は、あ アル〇にそ(五) 〇欄のの順値に酸〇に從そつるもの欄の値は、あ つ〇にそ(五) 〇欄のの順値に酸〇に從そつるもの欄の値は、あ て〇にそ(五) 〇欄のの順値に酸〇に從そつるもの欄の値は、あ は〇にそ(五) 〇欄のの順値に酸〇に從そつるもの欄の値は、あ ム〇にそ(五) 〇欄のの順値に酸〇に從そつるもの欄の値は、あ 第〇にそ(五) 〇欄のの順値に酸〇に從そつるもの欄の値は、あ	〇欄三す黄 の欄の値は、あ の順序に従い、 五二〇とする。	三す黄 欄の値は、あ の順序に従い、 五二〇とする。	〇欄三す黄 の欄の値は、あ の順序に従い、 五二〇とする。	〇欄三す黄 の欄の値は、あ の順序に従い、 五二〇とする。	(二) 〇欄三す黄 の欄の値は、あ の順序に従い、 五二〇とする。	

一一六 メタン誘導品製造業	一一五 脂肪族系中間物製造業	一一四 石油化学系基礎製品製造業(一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。)	一一三 石油化学系基礎製品製造業(有機化学工業工程、環式中間物工程、脂肪酸系中間物工程をスチック・合成染料・有機顔料製造工程を除く。)	一一二 石油化学系基礎製品製造業(合成ゴム製造工程に係るもの)	一一一 石油化学系基礎製品製造業(プラスチック製造工程に係るもの)	一一〇 石油化学系基礎製品製造業(環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの)	一〇九 石油化学系基礎製品製造業(脂肪族系中間物製造工程に係るもの)
四〇	五〇	四〇	五〇	五〇	四〇	五〇	五〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一五	(二) 〇欄三す黄 の欄の値は、あ の順序に従い、 五二〇とする。	(一) 〇欄三す黄 の欄の値は、あ の順序に従い、 五二〇とする。	(一) 〇欄三す黄 の欄の値は、あ の順序に従い、 五二〇とする。	(一) 〇欄三す黄 の欄の値は、あ の順序に従い、 五二〇とする。	(一) 〇欄三す黄 の欄の値は、あ の順序に従い、 五二〇とする。	(一) 〇欄三す黄 の欄の値は、あ の順序に従い、 五二〇とする。	(七) 〇欄三す黄 の欄の値は、あ の順序に従い、 五二〇とする。

一一七	発酵工業	一一八	コーラル製品製造業	一一九	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	一二〇	プラスチック製造業	一二一	合成ゴム製造業	一二二	有機化学工業製品製造業(一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。)
		一〇〇〇	一〇〇〇	五〇	五〇	四〇	五〇	五〇	五〇		
		一〇〇〇	一〇〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇		
				原料又はその化合物を 使用するものにあつて は、その第三欄の順序 に従い、一八〇、五〇 の順とする。	原料又はその化合物を 使用するものにあつて は、その第三欄の順序 に従い、一八〇、五〇 の順とする。	原料又はその化合物を 使用するものにあつて は、その第三欄の順序 に従い、一八〇、五〇 の順とする。	原料又はその化合物を 使用するものにあつて は、その第三欄の順序 に従い、一八〇、五〇 の順とする。	原料又はその化合物を 使用するものにあつて は、その第三欄の順序 に従い、一八〇、五〇 の順とする。	原料又はその化合物を 使用するものにあつて は、その第三欄の順序 に従い、一八〇、五〇 の順とする。	原料又はその化合物を 使用するものにあつて は、その第三欄の順序 に従い、一八〇、五〇 の順とする。	原料又はその化合物を 使用するものにあつて は、その第三欄の順序 に従い、一八〇、五〇 の順とする。

一二六	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	一二七	石けん・合成洗剤製造業	一二八	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	一二九	塗料製造業	一三〇	印刷インキ製造業	一三一	医薬品原薬・製剤製造業	一三二	医薬品製剤製造業	一三三	生物学的製剤製造業	一三四	生薬・漢方製剤製造業	一三五	動物用医薬品製造業	一三六	火薬類製造業	一三七	農薬製造業	一三八	合成香料製造業	一三九	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	一四〇	化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業
		三五	三五	三五	三五	二五	二五	二五	四五	四五	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
		一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	
				医薬品原薬製造工程 に於ては、第三欄の 順序に従い、一八〇、 五〇の順とする。	医薬品原薬製造工程 に於ては、第三欄の 順序に従い、一八〇、 五〇の順とする。	医薬品原薬製造工程 に於ては、第三欄の 順序に従い、一八〇、 五〇の順とする。	医薬品原薬製造工程 に於ては、第三欄の 順序に従い、一八〇、 五〇の順とする。	医薬品原薬製造工程 に於ては、第三欄の 順序に従い、一八〇、 五〇の順とする。	医薬品原薬製造工程 に於ては、第三欄の 順序に従い、一八〇、 五〇の順とする。	医薬品原薬製造工程 に於ては、第三欄の 順序に従い、一八〇、 五〇の順とする。	医薬品原薬製造工程 に於ては、第三欄の 順序に従い、一八〇、 五〇の順とする。	医薬品原薬製造工程 に於ては、第三欄の 順序に従い、一八〇、 五〇の順とする。	医薬品原薬製造工程 に於ては、第三欄の 順序に従い、一八〇、 五〇の順とする。	医薬品原薬製造工程 に於ては、第三欄の 順序に従い、一八〇、 五〇の順とする。	医薬品原薬製造工程 に於ては、第三欄の 順序に従い、一八〇、 五〇の順とする。	医薬品原薬製造工程 に於ては、第三欄の 順序に従い、一八〇、 五〇の順とする。	医薬品原薬製造工程 に於ては、第三欄の 順序に従い、一八〇、 五〇の順とする。	医薬品原薬製造工程 に於ては、第三欄の 順序に従い、一八〇、 五〇の順とする。	医薬品原薬製造工程 に於ては、第三欄の 順序に従い、一八〇、 五〇の順とする。	医薬品原薬製造工程 に於ては、第三欄の 順序に従い、一八〇、 五〇の順とする。	医薬品原薬製造工程 に於ては、第三欄の 順序に従い、一八〇、 五〇の順とする。	医薬品原薬製造工程 に於ては、第三欄の 順序に従い、一八〇、 五〇の順とする。	医薬品原薬製造工程 に於ては、第三欄の 順序に従い、一八〇、 五〇の順とする。	医薬品原薬製造工程 に於ては、第三欄の 順序に従い、一八〇、 五〇の順とする。	医薬品原薬製造工程 に於ては、第三欄の 順序に従い、一八〇、 五〇の順とする。	医薬品原薬製造工程 に於ては、第三欄の 順序に従い、一八〇、 五〇の順とする。	医薬品原薬製造工程 に於ては、第三欄の 順序に従い、一八〇、 五〇の順とする。		

一五九	ガラス容器製造業	二五	一〇	
一五八	ガラス製加工素材製造業			
一五七	板ガラス加工業			
一五六	板ガラス製造業			
一五五	毛皮製造業	三〇	三〇	
一五四	なめしかわ製造業	五〇	四五	
一五三	ゴム製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）			
一五二	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	一五	一〇	
一五一	自動車タイヤ・チューブ製造業			
一五〇	石油コークス製造業			
一四九	コークス製造業	八〇〇	四〇〇	
一四八	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	二五	一〇	
一四七	石油精製業			
一四六	化学工業（一〇二の項から前項までに掲げるものを除く。）	五五	二〇	
一四五	イオン交換樹脂製造業			
一四四	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	二五	二〇	
一四三	写真感光材料製造業			
一四二	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	五五	二〇	
一四一	削除			

一七五	フェロアロイ製造業	二五	一〇	
一七四	削除			
一七三	高炉による製鉄業	三五	一〇	
一七二	うわ薬製造業	二五	二〇	
一七一	削除			
一七〇	鉱物・土石粉砕等処理業	二五	二〇	
一六九	碎石製造業			
一六八	黒鉛電極製造業			
一六七	セメント製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）			
一六六	コンクリート製品製造業	二五	一〇	
一六五	生コンクリート製造業			
一六四	ガラス・同製品製造業（一五六の項から前項までに掲げるものを除く。）			
一六三	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	三〇	一〇	
一六二	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業			
一六一	卓上用・ちゆう房用ガラス器具製造業			
一六〇	理化学用・医療用ガラス器具製造業			

(一) コークス製造工程に
 序は、その第三欄の順
 には、その第八〇〇の
 工程を有するもの洗
 工工程を有するもの
 順に、その第九五、四
 とする。

一九三	鍛製品製造業														一九六	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）
一九二	鍛鋼製造業														一九七	削除
一九一	表面処理鋼材製造業（一八七の項から前項までに掲げるものを除く。）	三五	〇												一九八	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）
一九〇	めつき鉄鋼線製造業	二五	〇												一九九	製鋼・製鋼圧延業（一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。）
一八九	めつき鋼管製造業														二〇〇	冷間圧延業（一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。）
一八八	亜鉛鉄板製造業	三五	〇												二〇一	冷間圧延業（一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。）
一八七	ブリキ製造業														二〇二	冷間圧延業（一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。）
一八六	伸線業	二五	〇												二〇三	冷間圧延業（一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。）
一八五	引抜鋼管製造業	三五	〇												二〇四	冷間圧延業（一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。）
一八四	磨棒鋼製造業														二〇五	冷間圧延業（一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。）
一八三	伸鉄業		〇												二〇六	冷間圧延業（一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。）
一八二	鋼管製造業		〇												二〇七	冷間圧延業（一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。）
一八一	冷間圧延業（一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。）		〇												二〇八	冷間圧延業（一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。）
一七九	熟間圧延業（一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。）		〇												二〇九	熟間圧延業（一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。）
一七八	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	二五	〇												二一〇	製鋼・製鋼圧延業（一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。）
一七七	削除														二一一	製鋼・製鋼圧延業（一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。）
一七六	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）														二一二	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）

二〇四	プリント回路製造業	二五	二〇												二〇一	電気めつき業
二〇三	一般機械器具製造業	三〇	〇												二〇二	電気めつき業
二〇二	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	三〇	二五												二〇三	電気めつき業
二〇一	電気めつき業	三〇	二五												二〇四	電気めつき業
二〇〇	非鉄金属製造業	四五	〇												二〇五	非鉄金属製造業
一九九	鉄鋼業（一七三の項から前項までに掲げるものを除く。）	二五	〇												二〇六	鉄鋼業（一七三の項から前項までに掲げるものを除く。）
一九八	鉄粉製造業														二〇七	鉄粉製造業
一九七	可鍛鉄製造業														二〇八	可鍛鉄製造業
一九六	鋳鉄管製造業														二〇九	鋳鉄管製造業
一九五	鋳鉄物製造業（次項及び一九七の項に掲げるものを除く。）	二五	〇												二一〇	鋳鉄物製造業（次項及び一九七の項に掲げるものを除く。）
一九四	鋳鋼製造業														二一一	鋳鋼製造業

(一) 民生用電気機械器具製造工程（窒素又は酸素を有するものにあつては、ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ、同一の順序に従い、六〇、四〇とする。）

(二) アルミ加工工程（窒素又は酸素を有するものにあつては、ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ、同一の順序に従い、六〇、四〇とする。）

(三) アルミ加工工程（窒素又は酸素を有するものにあつては、ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ、同一の順序に従い、六〇、四〇とする。）

二	一
<p>基準日以後許可の申請等がされて、特定施設の設置若しくは構造等の変更がされた指定地域内事業場(工場又は事業場で、基準日以後特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。)又は新たに設置された指定地域内事業場</p>	<p>平成十四年十月一日(以下「基準日」という。)前に設置されている指定地域内事業場(基準日前に瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項若しくは第八条第一項の許可の申請又は法第五条若しくは第七条の規定による届出(以下「許可の申請等」という。)がされているものであって、基準日以後特定施設の設置又は構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。)</p>
$L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$ $L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$ <p>(平成19年9月1日から平成21年3月31日までの間にあつては、$L_p = (C_{pi} \cdot (Q_{pi} - Q_{pi}') + C_{pi}' \cdot Q_{pi}') + C_{po} \cdot Q_{po} \times 10^{-3}$)</p>	$L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$

備考

この表に掲げる算式において、 L_p 、 C_p 、 Q_p 、 C_{pi} 、 C_{po} 、 Q_{pi} 、 Q_{po} 及び Q_{pi}' は、それぞれ次の値を表すものとする。

- L_p 排出が許容される汚濁負荷量(単位 一日につきキログラム)
 - C_p 別表第三欄(1)に掲げるりんの含有量(単位 リットルにつきミリグラム)
 - Q_p 特定排出水の量(単位 一日につき立方メートル)
 - C_{pi} 別表第三欄(2)に掲げるりんの含有量(単位 リットルにつきミリグラム)
 - C_{po} C_p と同じ値(単位 リットルにつきミリグラム)
 - Q_{pi} 平成十四年十月一日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(単位 一日につき立方メートル)
 - Q_{po} 特定排出水の量(Q_{pi} を除く。)(単位 一日につき立方メートル)
 - C_{pi}' 旧告示別表第三欄(2)に掲げるりんの含有量(単位 リットルにつきミリグラム)
- 平成十四年十月一日から平成十九年八月三十一日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(単位 一日につき立方メートル)

別表

整理番号	業種その他の区分	(1) 単位の含有量		備考
		リットル	ミリグラム	
一	削除			
二	畜産農業	一四	八・五	
三	天然ガス鉱業	三	二	
四	非金属鉱業	三	二・五	
五	肉製品製造業	一六	八	
六	乳製品製造業	一六	八	
七	畜産食料品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	一六	八・五	
八	水産缶詰・瓶詰製造業			
九	寒天製造業	五・五	三・五	
一〇	魚肉ハム・ソーセージ製造業			
一一	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)			
一二	冷凍水産物製造業			
一三	冷凍水産食品製造業	一一	八	
一四	水産食料品製造業(八の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)			
一五	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	七・五	三・五	
一六	野菜漬物製造業	五・五	三・五	

三四	穀類でんぷん製造業	六・五	五																	
三三	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	五・五	一・五																	
三二	食用油脂加工業	四	三・五																	
三一	動物油脂製造業	四・五	三・五																	
三〇	植物油脂製造業	六	三・五																	
二九	パン・菓子製造業(二五の項から前項までに掲げるものを除く。)	五・五	三・五																	
二八	米菓製造業	四	三・五																	
二七	ビスケット類・干菓子製造業																			
二六	生菓子製造業	七	四																	
二五	パン製造業	五・五	三・五																	
二四	小麦粉製造業	四	三・五																	
二三	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	五・五	三・五																	
二二	砂糖精製業	四	三・五																	
二一	食酢製造業	五・五	三・五																	
二〇	ソース製造業	五・五	一・五																	
一九	うま味調味料製造業	五・五	五																	
一八	しょう油・食用アミノ酸製造業	八・五	五																	
一七	味そ製造業	六	三・五																	

米ぬかを原料として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一、二、三、五とする。

五二から五四まで	削除																			
五一	生糸製造業(副産糸精練業を含む。)	四・五	一																	
五〇	たばこ製造業	三	一																	
四九	有機質肥料製造業																			
四八	単体飼料製造業	三	二																	
四七	配合飼料製造業																			
四六	インスタントコーヒー製造業																			
四五	蒸留酒・混成酒製造業																			
四四	清酒製造業	三・五	二・五																	
四三	ビール製造業																			
四二	果実酒製造業																			
四一	清涼飲料製造業	五・五	二・五																	
四〇	その菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	六	三・五																	
三九	冷凍調理食品製造業	九	八・五																	
三八	あん類製造業	八・五	四・五																	
三七	豆腐・油揚製造業	七・五	五・五																	
三六	削除																			
三五	めん類製造業	七・五	五・五																	

七〇	六九	六八	六七	六六	六五	六四	六三	六二	六一	六〇	五九	五八	五七	五六	五五
削除	一般製材業又は木材チップ製造業	繊維工業（五五の項から前項までに掲げるものを除く。）	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	繊維工業で繊維製品染色整理工程（染色整理工程）に係るもの	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程）に係るもの	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程）に係るもの	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程）に係るもの	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程）（以下「染色整理工程」に係るもの）に係るもの	繊維工業で麻製織工程に係るもの	削除	繊維工業（五一の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの
	二・五	四・五	三	四・五	三	四・五	六		四・五			四・五			四・五
	二	三	三	三	三	一	三		三			一			一

八五	八四	八三	八二	八一	八〇	七九	七八	七七	七六	七五	七四	七三	七二	七一
パルプ製造業又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白工程を含む。）に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするものに係るもの（次項に掲げるものを除く。）	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程）に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程）に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミカルパルプ製造工程（前工程）に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミカルパルプ製造工程（前工程）に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミカルパルプ製造工程（前工程）に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミカルパルプ製造工程（前工程）に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	木材薬品処理業	削除	削除	削除	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業
			二・五							二・五				二・五
			一							二				一

一〇三	複合肥料製造業	二六・五			九八及	削除	九七	九六	九五	九四	九三	九二	九一	九〇	八九	八八	八七	八六
			四・五	三・五		印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（七六の項から前項までに掲げるものを除く。）	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	乾式法による繊維板製造業	セロファン製造業	重包装紙袋製造業	段ボール製造業	塗工紙製造業	手すき和紙製造業	機械すき和紙製造業	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で主原料とする洋紙製造工程（前工程の工程を有するものに限る。）に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で主原料とする洋紙製造工程（前工程の工程を有するものに限る。）に係るもの

一一八	コーロタル製品製造業	三	一		一一五	脂肪族系中間物製造業	一一四	一一三	一一二	一一一	一一〇	一〇九	一〇八	一〇七	一〇六	一〇五	一〇四
							石油化学系基礎製品製造業（一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）	石油化学系基礎製品製造業中有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び化合物製造工程を除く。）に係るもの	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	無機化学工業製品製造業（前三項に掲げるものを除く。）	無機顔料製造業	電炉工業	ソーダ工業	化学肥料製造業（前二項に掲げるものを除く。）

一一九	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	三・五	—	原料、りん又はその化合物として使用するものは、中和剤とす
一二〇	プラスチック製造業	三・五	—	る。いれ、それ、一五・五、四とす
一二一	合成ゴム製造業	三・五	—	
一二二	有機化学工業製品製造業（一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）	三・五	—	造工程に於ては、第三欄の値は、それぞれ、二
一二三	レヨン・アセテート製造業のうちレヨンの製造に係るもの			欄の値は、それぞれ、三六、二
一二四	レヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの			の順序に従い、三六、二
一二五	合成繊維製造業			
一二六	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	二・五	—	
一二七	石けん・合成洗剤製造業			
一二八	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）			
一二九	塗料製造業			
一三〇	印刷インキ製造業			
一三一	医薬品原薬・製剤製造業	四	—	医薬品原薬製造工程（りん又はその化合物を原料として使用するものに限る。）に於ては、第三欄の値は、それぞれ、三とする。
一三二	医薬品製剤製造業			
一三三	生物学的製剤製造業	三・五	—	

一三四	生薬・漢方製剤製造業			
一三五	動物用医薬品製造業			
一三六	火薬類製造業			
一三七	農薬製造業	四	—	
一三八	合成香料製造業			
一三九	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）			
一四〇	化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業	三	—	
一四一	削除			
一四二	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	四	—	
一四三	写真感光材料製造業			
一四四	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	三	—	
一四五	イオン交換樹脂製造業			
一四六	化学工業（一〇二の項から前項までに掲げるものを除く。）	四	—	
一四七	石油精製業			
一四八	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）			
一四九	コークス製造業			
一五〇	石油コークス製造業	二・五	—	
一五一	自動車タイヤ・チューブ製造業			
一五二	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの			

一七一	削除																		
一七〇	鉱物・土石粉碎等処理業																		
一六九	碎石製造業	二・五																	
一六八	黒鉛電極製造業																		
一六七	セメント製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）																		
一六六	コンクリート製品製造業																		
一六五	生コンクリート製造業																		
一六四	ガラス・同製品製造業（一五六の項から前項までに掲げるものを除く。）																		
一六三	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）																		
一六二	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	二・五																	
一六一	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業																		
一六〇	理化学用・医療用ガラス器具製造業																		
一五九	ガラス容器製造業																		
一五八	ガラス製加工素材製造業																		
一五七	板ガラス加工業																		
一五六	板ガラス製造業																		
一五五	毛皮製造業												三						
一五四	なめしかわ製造業																		八・五
一五三	ゴム製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）																		八

一七二	うわ薬製造業																		
一七三	高炉による製鉄業																		
一七四	削除																		
一七五	フェロアロイ製造業																		
一七六	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	二・五																	
一七七	削除																		
一七八	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）																		
一七九	熱間圧延業（一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。）																		
一八〇	冷間圧延業（一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。）																		
一八一	冷間ロール成型形鋼製造業																		
一八二	鋼管製造業																		
一八三	伸鉄業																		
一八四	磨棒鋼製造業																		
一八五	引抜鋼管製造業																		
一八六	伸線業																		
一八七	ブリキ製造業																		
一八八	亜鉛鉄板製造業																		
一八九	めっき鋼管製造業	二・五																	
一九〇	めっき鉄鋼線製造業																		

し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除	二三三	二三二	二二八	二二七	二二六	二二五	二二四	二三三	二三二	二三一		
	し尿浄化槽（建築基準法施行令第三十二 条第一項の表に規定する算定方法により 算定した処理対象人員が二〇人以上五 〇人以下のものに限る。）	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和二 十五年政令第三十三号）第三十二條 第一項の表に規定する算定方法により算 定した処理対象人員が五〇人以上のもの に限る。）	病院	自動車整備業	写真業（写真現像・焼付業を含む。）	削除	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	リネンサプライ業	宿泊業	飲食店	弁当仕出屋又は弁当製造業	施設をいう。）
	八	八		四・五			八	五	八	一〇		
	三	二・五		三・五			三・五	三・五	三・五	三・五		
し尿浄化槽に係るものを除	し尿浄化槽（建築基準法施行令第三十二 条第一項の表に規定する算定方法により 算定した処理対象人員が二〇人以上五 〇人以下のものに限る。）	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和二 十五年政令第三十三号）第三十二條 第一項の表に規定する算定方法により算 定した処理対象人員が五〇人以上のもの に限る。）	病院	自動車整備業	写真業（写真現像・焼付業を含む。）	削除	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	リネンサプライ業	宿泊業	飲食店	弁当仕出屋又は弁当製造業	施設をいう。）
し尿浄化槽に係るものを除	し尿浄化槽（建築基準法施行令第三十二 条第一項の表に規定する算定方法により 算定した処理対象人員が二〇人以上五 〇人以下のものに限る。）	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和二 十五年政令第三十三号）第三十二條 第一項の表に規定する算定方法により算 定した処理対象人員が五〇人以上のもの に限る。）	病院	自動車整備業	写真業（写真現像・焼付業を含む。）	削除	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	リネンサプライ業	宿泊業	飲食店	弁当仕出屋又は弁当製造業	施設をいう。）

前掲の各項に 関係するもの	二三三	二三二	二二八	二二七	二二六	二二五	二三三	二三二	二三一	二三〇	二三九	二三八	二三七	二三六	二三五	二三四	二三三
（六） 窯業・土石製品製造業 （五） プラスチック製品製造業 （四） 木材・木製品製造業（家具 を除く。） （三） 食料品製造業（五の項か ら四の項までに掲げるもの を除く。） （二） 鉱業（三の項及び四の項 に掲げるものを除く。） （一） 指定地域内事業場の生活 系施設（し尿浄化槽、その他 の施設）及び二〇の項から二 四の項までの施設（二〇の項 に係るものを除く。）	（昭和三十九年通商産業省令第二号）第一 条の二各号に掲げるものをいう。）	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則 （昭和四十六年通商産業省令第二号）第 一条の二各号に掲げるものをいう。）	地方卸売市場	中央卸売市場	と畜場	死亡獣畜取扱業	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを 除く。）	廃油処理業	ごみ処理業	く。							
	三	四	三	八	五	八	五	四・五	七	四・五	八	四・五	二				
	二	二	二	八	三	三	三・五	三・五	三・五	三・五	三	二					
前掲の各項に 関係するもの	（昭和三十九年通商産業省令第二号）第一 条の二各号に掲げるものをいう。）	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則 （昭和四十六年通商産業省令第二号）第 一条の二各号に掲げるものをいう。）	地方卸売市場	中央卸売市場	と畜場	死亡獣畜取扱業	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを 除く。）	廃油処理業	ごみ処理業	く。							
前掲の各項に 関係するもの	（昭和三十九年通商産業省令第二号）第一 条の二各号に掲げるものをいう。）	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則 （昭和四十六年通商産業省令第二号）第 一条の二各号に掲げるものをいう。）	地方卸売市場	中央卸売市場	と畜場	死亡獣畜取扱業	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを 除く。）	廃油処理業	ごみ処理業	く。							

く。 (七) 水道業又は工業用 水道業	四	二	
(八) 自動式車両洗浄施設(水 質汚濁防止法施行令(昭和 四十六年政令第百八十八 号)別表第一第七十一号に 掲げるものをいう。)	四	三	
(九) ドラム缶洗浄業			
(一〇) から(九)までに分類され ないもの			



(三三三) 水質汚濁防止法に基づく総量削減計画

水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第四条の三第一項の規定により、
総量削減計画を次のとおり定めました。

平成十九年六月十九日

山口県知事 二井 関 成

この総量削減計画は、化学的酸素要求量にあっては瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項に規定する区域のうち山口県の区域について、窒素又はりん含有量にあっては水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する地域のうち山口県の区域について、平成十八年十一月二十一日付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針(瀬戸内海)に定められた削減目標量を達成するため、必要な事項を定めるものである。

一 削減の目標

平成二十一年度を目標年度とする発生源別の削減目標量は、次のとおりとする。
(一) 化学的酸素要求量に係る発生源別の削減目標量

区 分	削減目標量 (トン/日)	(参考)平成一六年度における量 (トン/日)
生活排水	一一	一四

産業排水	三八	三六
その他	三	三

(二) 窒素含有量に係る発生源別の削減目標量

区 分	削減目標量 (トン/日)	(参考)平成一六年度における量 (トン/日)
生活排水	八	八
産業排水	一四	一四
その他	一一	一一

(三) りん含有量に係る発生源別の削減目標量

区 分	削減目標量 (トン/日)	(参考)平成一六年度における量 (トン/日)
生活排水	〇・七	〇・七
産業排水	一	一
その他	〇・四	〇・四

二 削減目標量の達成の方途

(一) 生活排水処理施設の整備等

瀬戸内海に係る削減目標量の達成を図るためには、工場・事業場排水はもとより、汚濁負荷割合の大きい生活排水を効率的に処理することが必要である。

このため、市町等と協力しながら、山口県汚水処理施設整備構想(平成十年五月策定)に基づき、下水道の整備の一層の推進を図るとともに、地域の実情に応じ、浄化槽、農業集落排水施設、漁業集落排水施設等の生活排水処理施設及びし尿処理施設の整備の促進、生活排水処理の高度化及び適正な維持管理の徹底等の対策の一層の推進を計画的に進めることにより、削減目標量の達成を図るものとする。

1 下水道の整備

下水道の整備については、社会資本整備重点計画との整合を図り、整備を促進するものである。

下水道が整備されている市町は、平成十六年度末において、二十三市町でその

処理人口は六十九万三千人（うち高度処理人口は二万三千人）であったが、平成二十一年度末には、十六市町でその処理人口を七十六万六千人（うち高度処理人口は四万三千人）とするよう努めるものとする。

なお、下水道整備に係る行政人口及び処理人口は、次の表のとおりとする。
下水道整備計画

年 度	行 政 人 口 (千人)	処 理 人 口 (千人)
二二	一、三四四	七六六 (うち高度処理人口は四三三)

注 処理人口は、水洗化人口である。

また、下水道終末処理場については、維持管理の徹底等により排水水質の安定及び向上に努めるとともに、富栄養化の防止を図るため、高度処理の積極的な導入を推進するものとする。

更に、合流式下水道については、越流水の現状把握に努めるとともに、その改善を推進するものとする。

2 その他の生活排水処理施設の整備

浄化槽については、既設の単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換の促進等の浄化槽設置整備事業の活用等により、その整備を促進するものとする。

農業集落排水施設については、農業振興地域において、その整備及び促進を図ることとし、平成十六年度末で二十市町村四十四地区で供用開始されているものを、平成二十一年度末には、更に七市町十三地区で整備するよう努めるものとする。

漁業集落排水施設については、漁港背後の漁業集落において、その整備及び促進を図ることとし、平成十六年度末で四市町四地区で供用開始されているものを、平成二十一年度末には、更に三市町四地区で整備するよう努めるものとする。

なお、浄化槽については、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）に基づき、その適正な設置並びに定期検査、保守点検及び清掃の徹底を図ることにより、排水水質の安定及び向上に努めるものとする。

3 し尿処理施設の整備

し尿処理施設については、市町が策定した一般廃棄物処理計画に基づき整備を促進するとともに、処理施設の維持管理の徹底及び高度処理の導入により排水水質の安定及び向上に努めるものとする。

(二) 総量規制基準の設定

指定地域内事業場については、業種ごとの排水水質の実態、排水処理技術水準の動向、汚濁負荷量の削減のために採られた措置等を勘案し、適切な総量規制基準を定め、その遵守を徹底することにより、削減目標量の達成を図るものとする。

特に、新・増設の施設については、既設の施設に比べ、より高度な排水処理技術の導入等が可能であることにかんがみ、特別の総量規制基準を設定することにより、汚濁負荷量の抑制を図るものとする。

また、水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府令・通商産業省令第二号）第一条の五から第一条の七までの規定により都道府県知事が定める値は、環境大臣が定めた化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成十八年環境省告示第百三十四号）別表第二、窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成十八年環境省告示第百三十五号）別表第二並びにりん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成十八年環境省告示第百三十六号）別表第二によることとし、一部の業種については、生産工程の別等により細区分し、業種等の実態を考慮して適切に設定するものとする。

(三) その他の汚濁発生源に対する対策

その他の汚濁発生源については、地域における発生の特性を踏まえ、きめ細かな対策を講ずるとともに、汚濁発生源が多岐にわたることから、汚濁負荷の実態に応じた汚濁負荷量の抑制を図るものとする。

1 生活排水対策

一般家庭からの生活排水による汚濁負荷量を抑制するため、水質汚濁防止法、山口県生活排水浄化対策推進要綱（平成元年四月一日制定）等に基づき、市町と協力し、家庭でできる排水対策についての啓発及び普及を行うとともに、生活排水対策の実施が特に必要な地域を生活排水対策重点地域に指定し、計画的かつ総合的な生活排水対策を推進するものとする。

2 総量規制基準が適用されない事業場等に対する対策

総量規制基準が適用されない工場・事業場のうち、水質汚濁防止法第三条第三項に基づく排水基準を定める条例（昭和四十七年山口県条例第五号）及び山口県公害防止条例（昭和四十七年山口県条例第四十一号）により排水規制の対象となっていないものについては、排水処理施設の設定及び維持管理の徹底等により汚濁負荷量の抑制について指導等を行う。

その他の事業場等については、排水の特性等の実態の把握に努め、山口県小規模事業場技術指導マニュアル（昭和六十三年三月制定）に基づき適正な排水処

理、汚濁負荷量の抑制のために必要な指導等を行うものとする。

3 農地からの負荷抑制対策

農業排水については、山口県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（平成十三年三月策定）に基づき、化学肥料の施用量を低減すること等により、農地に由来する汚濁負荷量の抑制を図るものとする。

4 畜産排水対策

畜産排水については、家畜排せつ物の適正管理と利用の促進を図るための山口県計画（平成十二年十月策定）に基づき、家畜排せつ物の適正な処理を推進すること等により、家畜排せつ物に由来する汚濁負荷量の抑制を図るものとする。

5 養殖漁場の改善

養殖漁場の環境の改善を図るため、持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）に基づき、給餌量の低減及び汚濁負荷量の少ない餌料の使用を促進し、養殖漁場の環境の管理の適正化を推進するとともに、漁場内の水質及び底質の改善を図るため、適切な指導を行うものとする。

(四) 教育、啓発等

総量削減計画の目標を達成するため、関係市町と協力し、事業者及び県民一人一人に対し水質の浄化についての正しい理解を求め、連携体制の強化を図ることにより、汚濁負荷量の抑制に努めるものとする。

事業者に対しては、講習会、団体等を通じ、本計画の趣旨及び内容について周知を図るとともに、総量規制基準の遵守はもとより汚濁負荷量の削減対策の推進等計画達成のための協力を要請していくものとする。

一般家庭等に対しては、インターネットの利用、自治体の広報紙、講習会等により、家庭でできる浄化対策の実践、一般ごみの不法投棄の防止等の水質の浄化に対する意識の高揚を図り、児童及び生徒に対しては、学校及び地域での環境学習により、環境保全に対する正しい知識を得られるよう水環境保全意識の普及及び啓発に努めるものとする。

なお、これらの事業の推進に当たっては、山口県瀬戸内海環境保全協会、環境学習推進センターその他民間団体との協働を進め、その効果を高めるよう努めるものとする。

三 その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項

(一) 河川環境の改善

河川環境の改善を図るために、河川直接浄化施設の整備、河川汚泥のしゅんせつ、河川の流量確保、河川、干潟、沿岸等の自然環境の保全回復等の事業を必要に応じて行う。

(二) 底質汚泥の除去等

底質汚泥による水質の悪化を防止するため、海域等において、必要に応じ、汚泥の除去のためのしゅんせつ、覆砂事業等を行うものとする。

(三) 監視体制の整備等

公共用水域の水質汚濁の状況及び汚濁負荷量の削減状況を正確に把握し、有効かつ適切な対策を講ずるため、河川の水質監視、指定地域内事業場に対する立入検査の実施及びその他の発生源に対する指導等による効果的な監視体制の充実に努めるものとする。

(四) 調査研究の推進

試験研究機関の整備充実を図るとともに、排水処理技術等についての調査研究の拡充に努めるものとする。

(五) 中小企業等への支援

中小企業者の排水処理施設の設定、改善等に対しては、地球にやさしい環境づくり融資制度等による支援や技術指導に努めるものとする。

平成十九年六月十九日印刷

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）